

平成28年度  
西成区障がい者自立生活支援調整協議会からの  
意見に対する回答  
(案)

大阪市福祉局障がい者施策部

西成区	
7. 障がい福祉サービス報酬の改善について	
意見概要	
<p>平成 29 年 4 月現在、西成区内の居宅介護事業所は 214 箇所あるが、それでも慢性的に支援が不足している旨の訴えがある。福祉サービス全体の報酬が低いゆえに人員が集まらず、結果として支援が足りていない現状に至っていると考えられる。特にグループホームなどでは空家賃問題もあり、利用者の安全を確保するためにも人材の確保は不可欠である。現在の単価では支援に必要な人員を確保することが難しく、確保のために人月単価を上げると事業所の運営が立ち行かない現状であるため、処遇改善加算ではなく、本給の増加を強く求める。</p>	
回 答	
<p>平成 30 年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、全体として+0.47%の改定率が示されているところです。</p> <p>本市としましては、障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、事業者による安定したサービス提供が実施できるよう、適正な報酬単価の設定について、今後も引き続き国に対して要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-7986）

西成区	
8. 地域活動支援センターの運営基盤強化について	
意見概要	
<p>地域活動支援センターの運営基盤強化について、平成 27 年度意見において「これら事業費に当てはめた事業を実施しようとするには到底予算が不足するため、委託費そのものの増額を望む」と求めた。回答において「運営実態や利用者の実態に即した事業内容となるよう、基本委託料に加え、それぞれの事業者が選択して行う事業への加算や、建物等賃貸借加算、重度・重複障がい者支援加算等を行っており、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として安定した運営ができるよう支援に努めているとあり、「今後ともセンターの支援状況等を把握する」とのことであった。大阪市としてどのような行動計画で状況を把握しているのか、具体的に示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>地域活動支援センターにつきましては、委託先である各運営法人から、定期的に事業実施状況の報告を受けており、施設の利用者数や活動内容、相談件数や支援内容の報告を受け、各施設の支援の状況の把握に努めております。</p> <p>また、地域活動支援センターの適切な事業運営及び施設運営を図るため、概ね 2 年に 1 度、指導監査を実施しております。</p> <p>今後とも、地域活動支援センターの委託にあたっては、引き続き、施設の運営状況の把握に努め、障がい者の利用ニーズ等を勘案しながら事業運営を検討してまいりたいと考えております。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区
9. グループホームにおける消防設備について
意見概要
<p>消防法令の経過措置が平成 30 年 3 月 31 日に終り、グループホームなど、「主として障害の程度が重い者を入所させるもの（障害者自立支援法に定める「障がい支援区分」4 以上の者が概ね 8 割を超える施設）には火災報知機やスプリンクラーの設置が義務化される。賃貸契約を結んでいる居室のフロアだけではなく、入居者の平均区分が上がるとマンション等全体に消防設備の設置が義務化され、当該管理会社との協議や多額の資金が必要になる。助成金の制度はあるものの、「消防設備を現状全く備えていない場所」が優先になるため、補助を受けられない事業所も多く、決して十分であるとは言えない。</p> <p>また、現在一軒屋で運営しているグループホームにおいて、スプリンクラーを追加で設置をするということが困難である。</p> <p>こうした現状から、資金に余裕のない事業所は受け入れが困難になり、入居を断らざるを得なくなる事態や、区分認定更新の際に現入居者が退去せざるを得なくなる事態が想定される。結果、重度障がいの方を受け入れられるグループホームが減り、障がい者本人の望む支援を受けられない可能性がある上、そもそも消防設備は機敏な避難行動が困難な障がい者を受け入れる施設においては必須である。国庫補助が終了する現状において大阪市として公的助成金を立ち上げて消防設備の完備への支援を行うように求める。また、各施設においてどれだけ設備が整っているかの実数についても示していただきたい。</p>
回 答
<p>障がい者グループホームについては、平成 27 年 4 月から消防法令の一部改正に伴い、障がい支援区分 4 以上の者が概ね 8 割を超える住居について、スプリンクラー設備の設置が義務付けられているところです。</p> <p>なお、平成 27 年 3 月 31 日までに開所していた障がい者グループホームについては、スプリンクラー設備の設置義務について平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置が設けられ、国においては、国の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金にて、既存グループホームに対するスプリンクラー設備設置費の補助金が設けられているところです。なお、スプリンクラー設備設置費の国庫補助金について、ご意見にありますような「消防設備を現状全く備えていない場所が優先になる」という基準はございません。</p> <p>また、障がい者グループホームに対するスプリンクラー設備設置費の国庫補助金は、全額補助ではなく一部が法人負担となることから、本市においてはこれまでから、国に対して、円滑なスプリンクラー設置が進むよう事業者の必要経費等に対し、十分な補助を行うための財政措置を講じるよう要望してきたところです。</p> <p>なお、本市におきましては、市消防局において、障がい者グループホーム等の実態に応じた対策として「特例基準」を運用しているところであり、特例基準の適用を受けたグループホームはスプリンクラー設置等が免除されているところです。</p>

また、本市指定グループホーム事業者の消防設備等の対応状況等については、定期的に設置状況調査を実施し、把握を行っているところであり、経過措置が終了する平成 30 年 3 月 31 日までに本市指定グループホーム事業者の全住居において必要な対応が完了する見込みです。

一方、経過措置終了後の平成 30 年 4 月 1 日以降においては、入居者の変更や障がい支援区分の変更等の事情によってスプリンクラー設置義務が新たに生じた場合に、猶予期間なく設置を求められることが想定されることから、平成 30 年度も継続される国の社会福祉施設等施設整備費補助金を引き続き活用していくとともに、入居者がグループホームでの暮らしを安心して継続することができるよう、また、グループホームの安定した事業運営が図られるよう、必要な対策及び十分な財政措置を講じることを要望してまいります。

今後も引き続き、グループホームを取り巻く本市状況を踏まえながら、本市補助制度の内容について検討を行い、設置促進及び既存グループホームの存続に取り組んでまいります。

担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8245）
-----	-------------------------------------

西成区	
10. 痰吸引等の医療的ケアを必要とする方への支援体制について	
意見概要	
<p>法改正により平成24年4月から、一定の研修を修了した介護職員が痰吸引等一部医療的ケアを行うことができるようになった。しかし、研修の制度自体が障がい者支援に特化したものではない上、研修を受けたヘルパーが一部医療行為を行うことに対する保険制度等の後ろ盾もなく、非常に事業所・ヘルパーの追うリスクが大きい。そのため、研修を受けて資格を得ようとする事業所が増えにくいと考えられる。平成26年度回答において「医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所の充実を図るため、介護技術の向上を目的として、『大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業』にて、障がい福祉サービス事業所への研修等を実施している」と返答いただいた。しかし『大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業』で行われる研修と厚生労働省の認める喀痰吸引等研修が連携していないため、実際に痰吸引が可能な支援者の増加には繋がっていないことについて、大阪市の見解を示していただきたい。</p> <p>また、ヘルパーの行っている医療的ケアの実情について、どのように現状を把握し、どのような対策を行う予定であるのかを具体的に示していただきたい。</p>	
回 答	
<p>大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業において実施しております障がい福祉サービス事業所への医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者に対する介護技術の向上を目的とした研修につきましては、ご意見のとおり厚生労働省の認める喀痰吸引等研修と連携していないところです。</p> <p>しかしながら、本研修の修了者のうち喀痰吸引等研修未受講者の多くが今後受講したいとアンケートで答えており、また、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への理解を深める基礎学習の場として活用したい等、継続的に実施を望む声も多く聞かれ、本研修を通じて重症心身障がい児者等に関する知識・理解を深めていると考えております。</p> <p>今後、大阪市重症心身障がい児者地域生活支援センター事業による研修受講後の、事業所による重症心身障がい児者の受入状況など、現状の把握について検討するとともに、引続き重症心身障がい児者の支援に取り組んでまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
15. 移動支援の「通年かつ長期にわたる外出」についての要件緩和について	
意見概要	
<p>移動支援の支援対象として「社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」とあるが、平成 27 年度意見において、「通年かつ長期的にわたる外出」として通勤・通学・通所等についても社会生活上不可欠な外出として認めるよう求めたことに対し、「現在のところ、困難であると考えているが、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります」との回答であった。国への大阪市からの要望については継続していただきたいが、「大阪市の移動支援事業」として「通年かつ長期にわたる外出」に通勤・通学・通所等を認めるよう改めて求める。</p>	
回 答	
<p>本市における移動支援事業のサービス内容については、支援費制度の時と同じ「社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援」で「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出や通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」としています。</p> <p>通園・通学・通所など「通年かつ長期にわたる外出」については、基本的にサービスの対象としておりませんが、保護者等の冠婚葬祭や入院等により、通学及び日中活動の場への送迎が困難な場合には、緊急避難的な対応として一定期間利用を可能とし、通学や日中活動の継続を支援できるように努めております。</p> <p>本市としましては、今後の国の動向を注視しつつ、他の指定都市等とも連携しながら移動支援事業を個別給付とするよう国に働きかけるとともに、個別給付化にあたっては通所や通学等にかかる外出について、福祉政策のみならず、関係省庁が役割分担や連携について早急に調整し、具体化するよう引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
16. 移動支援の対象者拡大について	
意見概要	
<p>移動支援の支援対象として平成 27 年度意見において、重度訪問介護の対象者に該当せず、また両上肢かつ下肢 1・2 級にも該当しない身体障がい者への利用者範囲の拡大を求めたことに対し、「現在のところ、困難であると考えているが、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります」との回答であった。国への大阪市からの要望については継続していただきたいが、「大阪市の移動支援事業」として「重度訪問介護の対象者に該当せず、また両上肢かつ下肢 1・2 級にも該当しない身体障がい者への利用者範囲の拡大」について、改めて求める。</p>	
回 答	
<p>移動支援事業の対象者の範囲の拡大につきましては、現在のところ、困難であると考えておりますが、移動支援は、障がいのある方々にとって、地域での日常生活や社会参加を行う上で必要かつ重要な支援であることから、国に対し、ニーズに対応できる十分な財源措置等を講じるとともに、移動支援事業については地域生活支援事業ではなく自立支援給付で対応するよう制度改正等を引き続き要望してまいります。</p>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8076）

西成区	
17. 刑余者支援について	
意見概要	
<p>平成 27 年 8 月、また平成 28 年 7 月にも本市を含む主要自治体が連名で国に対し、刑余者の出所後の支援について、個人情報提供や交通費の負担等、連携の強化を要望した旨の回答を受けたが、その結果、国より何らかの動きが取られたのか確認したい。</p>	
回 答	
<p>平成 27 年 8 月及び平成 28 年 7 月に本市を含む主要自治体が連名で国に対し、触法障がい者の矯正施設入所中の更生プログラムの内容や更生状況の情報など、出所後の支援に必要な情報について、保護観察所から自治体への情報提供が不十分であることから、連携の強化を要望したところ です。</p> <p>平成 30 年度の障がい福祉サービス報酬改定において、医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系・就労系サービス事業所について、精神保健福祉士等が事業所を訪問して医療観察法対象者等を支援していることを評価する加算が創設されることとされています。</p> <p>しかしながら、矯正施設等からの地域移行については依然として次のような課題があると考えており、こうした課題について、触法障がい者の実態に即した支援を円滑に行うことができるような総合的な対策を確立するよう引き続き国に要望してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所が利用計画を作成するにあたって、アセスメントを行うための本人面会の確保や施設等からの個人情報の提供</li> <li>・遠隔地の矯正施設等から大阪市内への地域移行のケースにおいて、本人や施設との調整及び相談支援事業所における交通費の負担</li> <li>・受入に関する対応マニュアルの作成や研修の実施</li> <li>・服役中の受刑者について、体験宿泊などのサービス利用時に事故等が発生した場合における国の責任の明確化</li> <li>・矯正施設等からの地域移行に関する報酬の加算</li> </ul>	
担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課（電話 06-6208-8081）

西成区
19. 新規で障がい福祉サービスの申請を行った場合の利用開始時期について
意見概要
<p>平成 27 年度意見として、新規申請の場合障がい福祉サービスが利用可能になるまで 2 ヶ月以上時間を要するにも関わらず、その上申請時からのサービス利用ができないため、介護保険同様に申請時からの暫定利用ができるように求めたことに対し、「特例介護給付費又は特例訓練等給付費による障がい福祉サービスの提供ができるよう支給決定しております」との回答であった。</p> <p>しかし特例給付費については「通常の支給決定では対応できない『緊急その他やむを得ない場合』」に限定し、「真に緊急性の高い場合に限って実施するもの」であるとされており、更に費用を一旦利用者が全額負担する「償還払い」を前提としているため利用者に大きな負担が生じるものとなっており現状に制度が即していないと考えられる。現実として特例給付の利用者がどれだけおられたのか、実態についてお伺いしたい。また、「真に緊急性の高い場合」についての対象者、ガイドラインについて具体的に示して欲しい。</p> <p>知的・精神障がいのある方など、『緊急その他やむを得ない場合』とまではいえずとも、支援のタイミングが重要である障がい特性を持つ方は多い。現在 75 日である標準処理期間を短縮することを強く求めると同時に、なぜ申請日ではなく認定日からの支給決定なのか、大阪市の見解を聞きたい。</p>
回 答
<p>「なぜ申請日ではなく認定日からの支給決定なのか、大阪市の見解を聞きたい。」とのご意見について、障がい福祉サービスを利用する流れは、法令等に規定されており、利用を希望する方は市町村に支給申請を行い、市町村は、支給申請があれば、給付の可否を決定するとともに、決定を行う場合には、その有効期間内において設定した支給量の範囲内で介護給付費等を支給することとなっております。</p> <p>支給申請から支給決定までの間には、法令及び国の「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（平成 29 年 4 月 1 日付け事務連絡。以下「事務処理要領」という。）等で定められている様々なプロセスを経る必要があります。これらが完了するまでには一定の手続きに要する期間（約 1～2 か月程度）が必要であるため、申請日に即時で障がい福祉サービスの支給決定を行うことは制度的に困難です。</p> <p>しかしながら、実際には、障がい者ご本人を取り巻く状況により、申請日当日から障がい福祉サービスによる支援が必要となることもあり、こうした緊急時等の対応として、特例介護給付費等における緊急やむを得ない場合の対応が法令等で規定されているところです。</p> <p>なお、緊急その他やむを得ない場合としては、突発的な要因により主な介護者が死亡・入院により不在となる場合や、災害等により特例介護給付費等を支給しなければ居宅生活の継続が困難となる場合などがあり、障がい者ご本人及び周囲の支援者当から申出があった場合は、各区においてケース状況の聴き取りを迅速かつ丁寧にいき、その必要性を早急に検討・判断する取扱いとしているところです。</p> <p>また、特例介護給付費等（緊急その他やむを得ない場合）は、介護給付費等の支給決定前のサービス利用分となるため、介護給付費等と異なり法定代理受領の対象とはならず、国の事務処理要領上は、原則、サービス利用時に費用を一旦利用者が全額負担する「償還払い」を前提</p>

としていますが、この方法では利用者に大きな負担が生じることから、本市としては、利用者がサービス提供事業者あてに「特例介護給付費等代理受領委任状」にて、特例介護給付費等の請求・領収・返還の権限を委任し、事業者は当該委任を受けて本市に対して費用請求を行う取扱いとしています。

今後も引き続き、障がい支援区分認定までの期間を更に短縮するよう、円滑なサービス利用に向けて取り組むとともに、障がい者個々の状況を考慮しながら、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。

担 当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課（電話 06-6208-8245）
-----	-------------------------------------